

熊本県公報

号外 第12号
平成18年3月23日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例……………(市町村総室) 1
 - 熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例……………(") 1
 - 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) 2

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
本県の行財政改革の状況及び県内市町村の合併の状況等を考慮し、熊本県議会議員の定数を改正することとした。
- ◇熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例
県内の市町村合併に伴い市町村の区域が変更になったこと及び平成17年10月1日の国勢調査の速報値により県内の人口に変動があったことに伴い、公職選挙法第15条の規定により選挙区及び各選挙区の議員の定数を改正することとした。
- ◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 1 農林水産常任委員会の所管事項について、「農政部に関する事項」を「農林水産部に関する事項」に改め、「林務水産部に関する事項」を削ることとした。
 - 2 この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第50号

熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
熊本県議会議員の定数を定める条例(平成14年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「55人」を「49人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第51号

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例
熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例(昭和33年熊本県条例第43号)の全部を改正する。

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条の規定により県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を次のように定める。

選挙区	議員定数
熊本市選挙区	16人
八代市・八代郡選挙区	4人
人吉市選挙区	1人
荒尾市選挙区	2人

水俣市選挙区	1人
玉名市選挙区	2人
天草市・天草郡選挙区	3人
山鹿市選挙区	2人
菊池市選挙区	1人
宇土市選挙区	1人
上天草市選挙区	1人
宇城市選挙区	2人
阿蘇市選挙区	1人
合志市選挙区	1人
下益城郡選挙区	1人
玉名郡選挙区	1人
鹿本郡選挙区	1人
菊池郡選挙区	2人
阿蘇郡選挙区	1人
上益城郡選挙区	2人
葦北郡選挙区	1人
球磨郡選挙区	2人

附 則
この条例は、平成18年3月27日から施行し、施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第52号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例（昭和31年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア中「農政部」を「農林水産部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

附 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。